

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	精神障害者保健福祉手帳発行管理事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮城県は、精神障害者保健福祉手帳発行管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮城県知事

公表日

令和2年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳発行管理事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の発行、管理等を行っている。 市町村で受付と本人確認を行った申請について、診断書による審査または障害年金の認定情報の照会を行い、国で定める精神障害の状態にある者に対して手帳の交付を行っている。
③システムの名称	総合福祉 精神保健業務管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番14 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条第2号から第8号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 項番25 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第18条 (別表第二における情報提供の根拠) 項番10,14,16,20,27,28,31,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第9条第1号、第4号、第11条第1号、第12条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号、第8号、第14条第1号、第2号、第20条第2号、第6号、第7号、第21条第1号、第2号、第3号、第4号、第22条、第28条、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号、第42条第2号、第43条の4、第53条第1号、第2号、第3号、第55条第1号、第5号、第6号、第11号、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部精神保健福祉センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宮城県 総務部 県政情報・文書課 情報公開班 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宮城県 保健福祉部 精神保健福祉センター 総務班 宮城県大崎市古川旭五丁目7-20

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年5月22日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年5月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月3日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 項番25 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第18条 (別表第二における情報提供の根拠) 項番10,14,16,20,27,28,31,53,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第12条第1号、第3号、第4号、第20条第2号、第6号、第21条第1号、第2号、第3号、第22条、第28条、第29条第2号、第30条第4号、第31条第4号、第42条第2号、第53条第1号、第2号、第3号	(別表第二における情報照会の根拠) 項番25 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第18条 (別表第二における情報提供の根拠) 項番10,14,16,20,27,28,31,53,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第9条第1号、第11条第1号、第12条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号、第8号、第20条第2号、第6号、第21条第1号、第2号、第3号、第22条、第28条、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号、第42条第2号、第43条の4、第53条第1号、第2号、第3号、第55条第1号、第5号、第9号、第59条の2	事後	
平成29年8月3日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 所属長	西條 尚男	小原 聡子	事後	
平成29年8月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年5月16日 時点	平成29年6月14日 時点	事後	
平成29年8月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年5月16日 時点	平成29年6月14日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月13日	I 関連情報 4.情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 項番25 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第18条 (別表第二における情報提供の根拠) 項番10,14,16,20,27,28,31,53,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第12条第1号、第3号、第4号、第20条第2号、第6号、第21条第1号、第2号、第3号、第22条、第28条、第29条第2号、第30条第4号、第31条第4号、第42条第2号、第53条第1号、第2号、第3号	(別表第二における情報照会の根拠) 項番25 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第18条 (別表第二における情報提供の根拠) 項番10,14,16,27,28,31,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第9条第1号、第4号、第11条第1号、第12条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号、第8号、第20条第2号、第6号、第21条第1号、第2号、第3号、第22条、第28条、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号、第42条第2号、第43条の4、第53条第1号、第2号、第3号、第55条第1号、第5号、第6号、第10号、第59条の2	事後	
平成30年11月13日	I 関連情報 7.特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求 請求先	宮城県 総務部 県政情報公開室 情報公開班	宮城県 総務部 県政情報・文書課 情報公開班	事後	
平成30年11月13日	I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 問合せ 連絡先(担当班名)	企画班	総務班	事後	
平成30年11月13日	II しきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か	平成29年6月14日 時点	平成30年6月29日 時点	事後	
平成30年11月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成29年6月14日 時点	平成30年6月29日 時点	事後	
平成30年12月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	精神保健業務管理システム	総合福祉 精神保健業務管理システム	事前	
令和1年6月24日	IV リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更による追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 項番25 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第18条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 項番10,14,16,27,28,31,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第9条第1号、第4号、第11条第1号、第12条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号、第8号、第20条第2号、第6号、第21条第1号、第2号、第3号、第22条、第28条、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号、第42条第2号、第43条の4、第53条第1号、第2号、第3号、第55条第1号、第5号、第6号、第10号、第59条の2</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 項番25 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第18条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 項番10,14,16,27,28,31,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第9条第1号、第4号、第11条第1号、第12条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号、第8号、第20条第2号、第6号、第21条第1号、第2号、第3号、第22条、第28条、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号、第42条第2号、第43条の4、第53条第1号、第2号、第3号、第55条第1号、第5号、第6号、第11号、第59条の2</p>	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月29日 時点	令和1年5月10日 時点	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月29日 時点	令和1年5月10日 時点	事後	
令和2年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月10日 時点	令和2年5月22日 時点	事後	
令和2年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月10日 時点	令和2年5月22日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 項番25 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第18条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 項番10,14,16,27,28,31,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第9条第1号、第4号、第11条第1号、第12条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号、第8号、第20条第2号、第6号、第21条第1号、第2号、第3号、第22条、第28条、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号、第42条第2号、第43条の4、第53条第1号、第2号、第3号、第55条第1号、第5号、第6号、第11号、第59条の2</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 項番25 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第18条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 項番10,14,16,20,27,28,31,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第9条第1号、第4号、第11条第1号、第12条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号、第8号、第14条第1号、第2号、第20条第2号、第6号、第7号、第21条第1号、第2号、第3号、第4号、第22条、第28条、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号、第42条第2号、第43条の4、第53条第1号、第2号、第3号、第55条第1号、第5号、第6号、第11号、第59条の2</p>	事後	